

第45号議案

「ママ・パパ必見！2020年教育が変わる！子どもの「やる気」を育てる方法とは」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

令和元年10月16日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2019年 9月 17日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 一般社団法人DAKKO

住所 (所在地) 岡山県倉敷市幸町9-45-207
※10月中に下記住所に移転予定

文京区千駄木5-41-1

代表者名 (ふりがな) よこはり としき
横張寿希

代表者連絡先 電話 090-5379-2407
(事務担当者)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	「ママ・パパ必見! 2020年 教育が変わる! 子どもの「やる気」を育てる方法とは」中山芳一先生講演会		
実施期間	2019年 11月 9日 (土) から 2019年 11月 9日 (土) まで (1日間)		
実施場所	不忍通りふれあい館 地下1階ホール		
事業内容	目的※	2020年より改変される学習指導要綱を見据えて、従来の暗記型教育から、課外活動などの内申点が重視される中、どのような能力を身につける必要があるのか、激変する大学入試に対して、小学生から身につけるべき能力とは何かを小学生のお子さまを持つ親御さん、学校・教職員の方に伝えるため。	
	内容	「ママ・パパ必見! 2020年 教育が変わる! 子どもの「やる気」を育てる方法とは」講演会の実施	
	対象者	親御さん・学校教職員など (参加予定人員 80人)	
	参加費	0円	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	なし		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

参加
無料

ママ・パパ必見!

2020年 教育が変わる!

子どもの「やる気」を育てる方法とは?

激変する大学入試に向けて、小学生からできることは?

11/9 2019 土 10:00-12:00 (受付9:30~)

●時間

●会場 不忍通りふれあい館 地下1階ホール

東京都文京区根津2-20-7 【お問い合わせ先】03-3822-0040

【交通のご案内】東京メトロ千代田線「根津」駅より徒歩約3分

●タイムテーブル

10:00~11:10 「中山先生 講義」

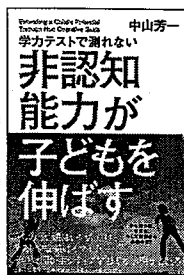
11:00~12:00 民間学童保育「『子どもの森』せんだぎ」説明会
(希望者のみ)

2020年より改変される学習指導要綱。従来の暗記型教育から、課外活動などの内申点が重視される中、どのような能力を身に付ける必要があるのか?また、激変する大学入試に対して、小学生から身に付けるべき能力とは何か?そのヒントについて、子どもの「やる気」を育てる北欧流教育から探ります。学童保育指導員 キャリア支援の専門家である岡山大学准教授の中山芳一さんにご登壇いただき、お話しいただきます。

また、希望者の方限定で、来年度開設予定のデンマーク流「学童保育」を目指す民間学童保育「『子どもの森』せんだぎ」の説明会も行います

講師：中山 芳一

1976年、岡山県生まれ、学童保育指導員経験をふまえて保育実践の研究を進めている。実践、研究、運動の三位一体による学童保育の総合的な質の向上を目指している。現在は岡山大学全学教育・学童支援機構教授、日本学童保育学会理事、(特非)日本放課後児童指導員協会副理事長、(一社)子ども学びデザイン研究所所長などを務めている。



最新著書

『非認知能力が子どもを伸ばす』

●お問合せ

✉ info@dakko-kosodate.com

TEL: 090-5379-2407 担当: 横張

HP: <https://dakko-kosodate.com>

主催: 株式会社ベタゴ × 一般社団法人DAKKO

●お申し込み

QRコードより.....→

お申し込みいただけます。

当日の飛び込み参加も可能です。

●ご興味ある方は是非ご参加ください。



事業予算書

事業名 「ママ・パパ必見！ 2020年
教育が変わる！子どもの
「やる気」を育てる方法とは」
中山芳一先生講演会

団体名 一般社団法人DAKKO

収 入	単 位 : 円	支 出	単 位 : 円
講演会 事業費	77700	ポスター印刷費等	50000
		郵券	20000
		講演料	5000
		会場費	2700
計	77700	計	77700

2019 年 9 月 17 日

(備 考)

一般社団法人 DAKKO 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 DAKKO と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市幸町9番45—207号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子供の自己肯定感向上のため、子育て世代に対して、地域社会とつながる場づくりを行い、子育て世代の子育てへの負担・ストレスの軽減に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子育て世代が対話できる居場所づくり事業
- (2) 子育て支援活動を行う市民団体へのサポート事業
- (3) 子育てと政治をつなぐきっかけづくり事業
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員及び賛助会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長および社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員配置)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第18条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第25条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 横張寿希 下田大樹 小田史郎

設立時代表理事 横張寿希

設立時監事 小川智康

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1 横張 寿希

2 下田 大樹

3 小田 史郎

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 DAKKO を設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成31年2月14日

設立時社員 横張 寿希

設立時社員 下田 大樹

設立時社員 小田 史郎